

地方自治法第199条第9項の規定によって、令和3年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月22日

播磨町監査委員 平 崎 泰 彦

播磨町監査委員 木 村 晴 恵

記

第1 監査の概要

1 監査の対象

令和3年度播磨町一般会計、特別会計、公営企業会計（各12月末現在）についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の実施期間

令和4年2月1日から令和4年2月3日まで（グループ単位で実施）

3 監査の実施場所

役場会議室302

4 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等及び会計帳簿等、並びに関係職員からの説明に基づき、適正かつ効率的に行われているかを主眼として証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

また、経営に係る事業の管理の状況についても、提出された資料及び提示のあった関係書類等、並びに関係職員からの説明に基づき、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として質問を行うとともに、必要と認めたその他の監査手続を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は、全体としておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な事項についてはそれぞれ口頭で指導を行ったが、次の「第3 監査の所見」に記述する事項については、留意及び改善措置を検討することが望ましいものと認められる。

第3 監査の所見

1 郵便切手管理簿の使用について

今回、一部のグループにおいて、実際の枚数と管理簿の記載枚数が一致していなかった。

使用枚数は正確に記載されているが、使用時の残枚数の確認をしていない。加えて、年度初めに枚数を転記する際に実枚数の確認をしていないと思われる。

昨年指摘した「庁内での一元管理」は、予算を全て総務グループ所管とすることを求めているのではなく、郵便切手は現金同等物であることを再認識し、有効活用を図り、塩漬け状態にならないように対処を求めているものである。現状でできることはないか、再考されたい。

2 地域BWA方式を活用したオンライン教育の進捗について

昨年の定期監査において、地域BWA方式を活用したオンライン学習に取り組める環境整備を構築された学校教育グループを「大いに評価」した。

コロナ禍が、その後の運用にどのように影響したか、振り返りながら説明を求めた。

タブレットについては、児童数急増に対応し令和3年6月末日までに全ての納品が完了した。

学校においては、教室に無線ルーターを設置し、動画は大きな画面を皆で見る等、教室にいる全員がストレスなく使える状態にある。

各家庭においては、W i F i 環境が整備されている場合はW i F i を優先するので、対応できており、現在まで問題は発生していない。

なお、軽微な相談は情報専門員である学校教育グループ職員が対応していると説明があった。

困難な状況下であっても、子供たちの学びを保障していく気概がかいま見えた。今後の進展にも期待したい。

3 播磨南中学校プール改築事業について

播磨南小学校プールと播磨南中学校プールを統合し、既存の播磨南中学校プールを改築する事業で、道路が敷地内にあり、両校が接しているので、協議して決定したとの説明を受けた。

1学校に1プールが必須でない着想は、近年まれにみる英断である。

小学校から中学校プールへ敷地内を移動することで、安全を担保している。また、6月と9月は小学校が主に使用し、7月は中学校及び小学校低学年が主に使用することで、極力混在を避けて使用可能としている。

コスト削減を疑う余地がない。大いに評価したい。

他グループにおいても、柔軟な発想により、利便性を損なわない改革を期待し

たい。

以上、監査の所見を踏まえ、より一層適正かつ効率的な事務執行に努めていただくとともに、今後も堅実な行財政運営に徹していただくよう切に望むものである。